

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第10号**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（号給の調整の特例）</u></p> <p><u>第6条の2 第4条及び第5条第1項に規定する者（特定職員を除く。）のうち、その者に係る修学年数調整表の調整年数の期間と第5条第1項第1号及び第2号の規定による経験年数の期間とを合算した期間（公安職給料表の適用を受ける者にあつては、2年）について職員として業務に従事しているものとみなしたならば第12条の2に規定する初任層職員に相当するものと認められるもの（公安職給料表の適用を受ける者のうち、当該合算した期間が2年以下のもので第12条の2第5号に掲げる職員に相当するものと認められる者を含む。）の第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「4」とあるのは、「給与条例第4条第6項の規定を適用したならば決定される号給の数」とする。</u></p> <p><u>2 新たに職員となった者のうち特定級号給表（別表第14）の職務の級欄に定める職務の級より上位の職務の級とされたものの前3条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により決定される号給の数が同欄に定める職務の級とされたものとみなしてこれらの規定及び第8条の4の規定を適用したならば決定される号給の数（以下この項において「昇格後号給数」という。）に達しないこ</u></p>	

ととなる場合の当該者の号給の数は、昇格後号給数とする。

第6条の3 第4条から前条までの規定にかかわらず、任命権者を異にすることなく引き続いて異動した職員のうち、その異動に伴い新たに採用されることとなる者については、第9条又は第9条の2の規定を適用するものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第2号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)~(4) 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第7条の2 次の各号に掲げる場合において、第5条から第6条の3までの規定によるときにはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がこれらの者に適用される給料表の区分に応じ、それぞれ特定級号給表の職務の級欄に定める職務の級である職員であつて、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第15)において「初任層職員」

第6条の2 前3条の規定にかかわらず、任命権者を異にすることなく引き続いて異動した職員のうち、その異動に伴い新たに採用されることとなる者については、第9条又は第9条の2の規定を適用するものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)~(4) 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第7条の2 次の各号に掲げる場合において、第5条から第6条の2までの規定によるときにはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第14)の職務の級欄に定める職務の級である職員であつて、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第15)において「初任層職員」

という。)とする。

(1)~(3) 略

(4) 新たに職員となった職員で第6条の2第1項の規定により読み替えて適用される第4条又は第5条の規定により号給の調整を受けたものうち、採用後期間、職員経験期間及び第6条の2第1項の規定により職員として業務に従事しているものとみなされた期間を合算した期間が適用年数(公安職給料表の適用を受ける職員にあっては、2年)を超えることとなるもの(前2号に掲げる職員を除く。)

(5) 略

という。)とする。

(1)~(3) 略

(4) 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(号給の調整)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員として在職している者の号給について、施行日に新たに職員となる者との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。